

令和元年度第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 令和元年11月5日(火) 13:30~14:50

場所 かでる2・7 1060会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 説明・報告事項

ア 北海道男女平等参画審議会の公開について

イ 北海道男女平等参画審議会の所掌事項について

ウ 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

エ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況(平成30年度)について

(3) 審議事項

ア 北海道男女平等参画推進条例の見直しについて

イ 専門部会の設置について

(ア) 北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者選考について

(イ) 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の改訂について

(4) その他

3 閉 会

1 開 会

○廣畑女性支援室長 それでは、お時間になりました。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

私は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室の廣畑と申します。

会長、副会長の選任まで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たり、環境生活部くらし安全局長の柴田からご挨拶申し上げます。

○柴田くらし安全局長 環境生活部くらし安全局長の柴田でございます。北海道男女平等参画審議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員のみなさまには、本審議会の委員を快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げます。

また、男女平等参画の推進につきまして、日頃より、ご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本審議会は、平成13年に制定した「北海道男女平等参画条例」に基づき、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議していただくために設置しているものです。本審議会は、道において初めて、委員の公募制度を導入した審議会でもあり、この度は、教育・企業・自治体など男女平等参画に関わるそれぞれの分野の方々に加えまして、4名の公募委員の方々、合わせて15名の方々にご就任いただき、委員としてご活動いただくこととなりました。任期は2年でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

道では、昨年3月に、「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女平等参画社会の実現に向け、取組を進めているところでございます。

また、今年3月には、「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」を策定し、男女平等参画を阻害する暴力の根絶に取り組んでいるところでございます。委員のみなさまには、それぞれの視点から、道の施策や取組に対し、ご意見、ご提言をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、新たな体制になりまして初めての審議会でありますことから、審議会の所掌事項や、男女平等参画に係る道の取組などをご説明申し上げ、その後、条例の見直しや専門部会の設置についてご審議をお願いすることとしております。

結びに、みなさまには北海道における男女平等参画社会の実現に向け、お力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○廣畑女性支援室長 それでは、議事に先立ちまして本日の出席状況についてご報告いたします。本日は、委員15名のうち、12名の出席をいただいております。「北海道男女平等参画推進条例」第28条第2項、委員の2分の1以上の出席を要件として開く会議ということで、開催要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

本日は委員改選後初めての審議会となります。委員のみなさまの中では初対面の方も多いかと存じますので、審議会委員としての抱負など自己紹介をお願いいたします。

時間の都合上、お一人2分程度でお願いします。自己紹介の順番につきましては、お配りした資料1の委員名簿の上から順番にお願いいたします。本日、赤堀委員は欠席されておりますので、臼井委員からお願いいたします。

○臼井委員 みなさんこんにちは。臼井と申します。よろしくお願い致します。私は公募委員ですが、長く広告会社に勤めておまして、退職後は、いくつかの企業のマーケティングのご相談に応じているのと、大学では講師をしております。

こちらの審議会に公募したのは、新しい学科をつくるということで、大学で教えることになったのですが、けれども、卒業生が社会に出た後に話を聞いてみますと、企業に入った後に初めて男女は平等ではなく差

別があると知ったと聞きまして、企業や社会のあちこちでまだまだ改善しなければいけないことがあるのだなということで、みなさま方のご意見をいろいろ伺いながら考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**桑原委員** 北海道経済連合会の桑原と申します。北海道経済連合会ですけれども、約500の会員企業を持つ経済団体で、色々な施策を検討し、国や北海道に要望を行っている団体でございます。その中で私は労働政策分野に携わっております。

私はこの審議会は3年目にあたるのですが、この審議会自体は女性のあらゆる分野に公正に参加していくための課題を協議していく場として認識しております。ただ、一般的なサラリーマン経験しかしていない私にとりましてハードルの高い審議会でありまして、いつもどのように審議に参加していくかということで、悩んでおりました。とは言いながらも、今年度も改めて色々と勉強させていただく場として考えていますので、企業目線ではありますけれども、色々と可能な範囲で発言させていただきたいと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

○**越田委員** こんにちは。北海道中学校長会の越田でございます。勤務校は札幌市立信濃中学校でございます。学校現場では、男女の面で言いますと、かなり女性の方々が一緒に勤務しているような職場ではありませんけれども、片や管理職レベルになりますとその数がぐっと減るような職場でございます。今回このような機会をいただきましたので、いろいろな場面で考えたことを発信していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○**小森委員** 株式会社ズコーシャの小森と申します。弊社は帯広に本社を置き建設コンサルタントを中心として総合科学研究所やIT事業部を有する従業員約240名の会社でございます。

私は農業分野の技術者をやっておりますけれども、2016年度からスタートした社内プロジェクトとしまして働き方改革の推進や女性の活躍促進の主担当として、現在は管理部門である総務部に所属しております。弊社では職員のライフステージである結婚、出産、育児、介護等に応じて継続的に就業が可能となるよう支援し、一人一人がその個性と能力を最大限に発揮することができるよう男女ともに働きやすい環境づくりを目指して様々な取組を実施しているところでございます。これまでの約2年間の取組が今年の北海道働き方改革推進企業認定制度のゴールド認定第1号の知事表彰を受賞したことでか、あるいは内閣府の男女共同参画白書への掲載につながったことが、今回のこの審議会の委員としてお声をかけていただいたきっかけになったのかなという風に感じております。対象規模こそ比較になりませんが、北海道男女平等参画基本計画の趣旨に多少なり通じるものがあるのかなと感じております。

また、先日1日のDVに関する全道セミナーにも参加させていただきましたけれども、このような私自身が関わってこなかった分野も含めまして、男女平等参画に関する勉強をさせていただきながら、一事業者の立場として少しでもお役に立てるようにしていきたいと考えております。これから2年間よろしくお願ひいたします。

○**酒井久美子委員** こんにちは。苫小牧から参りました酒井久美子と申します。1日のDVセミナーでは大変勉強になったというか、私が考えていたDVの視点とは全然違うのだなと感じ勉強しようと思いました。

昭和50年に苫小牧市役所に入りまして、昭和52年に婦人の国内行動計画作成というタイトルで東京の研修会に行きました。そこから男女平等参画という流れが続いているのだなと思いました。私の仕事は、食に関わるが多かったのですが、現在は平等社会を推進するネットワーク苫小牧に所属しております。2017年の日本女性会議苫小牧開催ではお世話になり、ありがとうございました。この審議会ではたくさんのお話を勉強したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○**酒井謙委員** 弁護士の酒井謙と申します。日々関係機関の協力を仰ぎながら、DV事件なども取り組んでいます。また、札幌弁護士会として昨年、性的マイノリティの方たちの規則の改定をしておまして、今年やっと規則の見直しが全面的にできまして、今後は札幌市のフレンドリー企業登録に向けて申請の準備を札幌弁護士会が担当しております。そのような経験を活かしまして、昨年よりも積極的に参加できるよう努力して行きたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○佐々木委員 みなさんこんにちは。恵庭市総務部総務課の佐々木でございます。今回は自治体枠ということで道庁さんからお声をかけていただきまして、委員の就任となったわけでございます。私どもも平成15年に条例を作りまして、さまざまな取組を行ってきているところではございますけれども、道庁さんの取組も参考にさせていただきながら何かお役に立てることがあればと思います。よろしく願いいたします。

○馬場委員 企業枠で参加しております株式会社SCSK北海道の馬場でございます。弊社はITの会社として30年前に完全にブラック業界といわれた会社でございます。

現に私共の会社も設立から20年目までに入社した女性社員は5パーセントほどしか今は在籍していません。ただ、ここ10年で入社された女性社員は全員残っていきまして結婚、出産後も全員復職しています。この30年を通じて思ったのは、女性社員に対するいろんな施策を打っても会社単独ではなかなか効き目がなくて、やはり社会全体でこの問題を解決していかないと、端的に言う「旦那さんが転勤になると会社を辞めます」とほぼそういった事象で会社を辞めていった女性がほとんどであるということで、こういう時代ですからこれから先は、会社に出社しなくても仕事ができる環境を整備し、社会全体の対応が遅れていてもきちんと働ける環境作りを推進していきたいと考えております。みなさんのいろんな意見を聞いて勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○広瀬委員 広瀬と申します。北海道情報大学で学生を教えております。私は歴史が専門なのですが、この間、授業で「戦前は大学に行けなかった人がいます。どういう人たちが行けなかったのでしょうか。」という設問を学生に出しまして、自由に書かせますと、行けたのは富裕層だという回答が一番多かったのです。私は、そこで全然ジェンダーの視点がないのだなということに気が付きました。戦前の女性は大学に入ることを認められていなかったのです。つまり、高等教育を受ける権利がなかったということを知っているようで知らない、特に学生は知らなかったのです。要するに、女性と男性との間で線引きがされていたのだという話をすると、「あっ、そういうことだったのか。」と初めて腑に落ちたという顔つきをしまして、ジェンダー視点というのは、現代におきましても欠落しているところが多いなという風に思っております。

男女平等を実際に実現するためには、そういう視点で物事を見ていかなければいけないなと思っております。この審議会で少しでもお役に立ちたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○前田委員 釧路市の男女平等参画推進参事の前田と申します。今回は、行政枠と言うことで道庁さんの方から声かけをいただき、色々勉強させていただきたいという思いで出席させていただきました。釧路市がこの審議会に参加するのは初めてですので、いろいろな部門のみなさまのご意見ですとかお話を伺って、戻りましたら釧路にも役に立つような参画をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山口委員 公募委員の山口です。高校1年生の息子と中学2年生の女の子を育てています。普段は、札幌市消費者協会の教育部で会員のみなさまのお役に立てるような講座を企画しています。

男女平等に関する問題について関心を持ち始めたのは、大学を出て公務員になった私の友人が、それなりに出世をしたいので子どもは作らないと決断したことでした。子育てをしているいろんなお母さんと知り合っていく上で、働きたいけれども主人の協力が得られないから無理だとか、実家のお母さんがいないと助けてもらえないだとか、そういう話をいつも聞いて子育てをしてきました。なかなか男女って平等になれないのかなって、そういう我が家もそうなのですけれどもこれからのお母さん達にとっても、そして私の子どものためにもそういうことを考える時間が持てたらいいなと思って応募しました。どうぞよろしく願いいたします。

○山宮委員 こんにちは。私は人権擁護委員として参加させていただいております、札幌人権擁護委員会の山宮と申します。私は、人権擁護委員の方は今年で13年5期目に入っております。男女平等参画はもう12年目くらいになりますが、最初に男女平等参画委員会ができて1、2年したころからデートDV講座を開いていこうという動きも始めており、もう10年以上になります。今では札幌の協議会でもたくさんやっておりますし、私は岩見沢の協議会の方で毎年教育大学ですとか栗山の体育学校ですとか最近では中学校で

デートDV講座を年13から15回講座をさせていただいております。そんな状況の中で5月に内閣府の男女共同参画に関する基礎研修及び処理研修に参加させていただき、今まで法務局側からの男女共同参画ということしか分かっていない部分もありましたが、内閣府側からの施策についても勉強させていただいて興味を持った部分もあります。至らない部分も多いと思いますが、勉強させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○**廣畑女性支援室長** 委員のみなさまありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。また、本日は、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置をしております「北海道男女平等参画推進連絡会議」の担当職員も出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

○**山本主査** それでは資料の確認をさせていただきます。お手元にございます次第の方に、お配りしている資料を記載しております。資料4-1につきましては、先日、委員のみなさまに郵送で冊子と概要版をお配りしております。本日はさらにDVに関する医療関係者マニュアル実践版と概要版をお配りしております。不足のものがございましたら、おっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2 議 題

(1) 会長及び副会長の選出

○**廣畑女性支援室長** それでは、これから、議事に入らせていただきたいと思います。まず、最初に議題(1)の会長及び副会長の選出でございます。

北海道男女平等参画推進条例第27条において、「会長及び副会長は、委員が互選する」と規定されております。会長、副会長の選任について、何かご意見はございませんでしょうか。

(意見等なし)

立候補などはないようですので事務局からご提案させていただきます。会長につきましては、前期に審議会会長でありました広瀬委員を会長に、副会長には、同じく前期に副会長でありました桑原委員に就任をお願いしたいと思います。広瀬委員、いかがでしょうか。

○**広瀬委員** みなさまにお任せいたします。

○**廣畑女性支援室長** ありがとうございます。桑原委員、いかがでしょうか。

○**桑原委員** みなさまにお任せいたします。

○**廣畑女性支援室長** ありがとうございます。みなさまよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長は広瀬委員、副会長は桑原委員に就任をお願いいたします。

広瀬会長、桑原副会長はそれぞれ会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長から一言、ご挨拶をお願いいたします。

○**広瀬会長** あらためまして広瀬です。よろしくお願ひいたします。今、日本の男女平等度は世界149カ国中110位というところに低迷しておりまして、なかなか順位が上がりにません。これは、政策決定の場に女性がお飾りではなくて参加できるようにしていかなないとこの状況は変わらないのではないかと考えております。

先日、男女平等度のトップを走っているアイスランドの女性権利協会の事務局長が来日されまして、朝日新聞にインタビュー記事が載ってましたので読んだのですが、アイスランドでも40年前まではほとんど日本と同じような状況だったそうです。やはりそれを変えたのは女性議員が増えて男性目線で作られた法律などがどんどん改正されていったということが非常に大きいということと、それに反対はなかったのかと尋ねられた時に、最初はやはり非常に反発があったけれども法律の改正そのものが別に男性に不利になる訳ではなくて、男女両方共に利益をもたらすということが実績上明らかになってきたので、今ではそのような反発はありませんという回答をされてました。日本の状況を彼女は言うていたかと

言いますと、安倍首相も女性活躍を推進するということを言っている訳ですが、実際にはそれはなかなか進んでいないというのが、この110位に現れているのでしょと、その鍵は実現の方策を徹底的に追求することだとおっしゃっていました。

つまり、どんな小さな場所でもいいから一つ一つ実現していくということから始めるしかないのだというふうには受け止めました。そういう意味では、北海道は「男女共同」ではなくて「男女平等」、この「平等」と付けたところが偉いところだなと私は思っています。この「平等」を具体的にどう実現するかということはこの審議会でいろいろと頭を絞って、少しでも女性が男性と差別されないような社会を作り上げるようにみなさんの力を借りて努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○桑原副会長 みなさんご存じのように、北海道は10年早く少子高齢化が進んでいると言われております。

2045年には厚労省の外郭団体の推計で、北海道は約半数に当たる85の市町村で人口が半分以下になると言われています。残念ながらこの推計は当たる確立が高いですので、こういった状況に陥っていく可能性は非常に高いと考えております。こうした人口減少、少子・高齢化を背景に、就業面での男女の差というのがますます小さくなると考えております。逆にそのようにならなければ北海道経済が持続的に成長できないくらいの状況になってしまうと思っております。こうした視点でこの審議会に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○廣畑女性支援室長 はい、ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は広瀬会長にお願いしたいと思います。広瀬会長、よろしくお願ひいたします。

(2) 説明・報告事項

ア 北海道男女平等参画審議会の公開について

イ 北海道男女平等参画審議会の所掌事項について

○広瀬会長 それでは、議事を進めさせていただきます。議題(2)説明・報告事項に入ります。「ア 北海道男女平等参画審議会の公開について」及び「イ 北海道男女平等参画審議会の所掌事項について」を、事務局から説明願ひします。

○中田主幹 女性支援室男女平等参画グループ主幹の中田と申します。アとイを併せてご説明させていただきます。

まず、本審議会の公開についてでございますが、資料2をご覧ください。道におきましては、審議の経過の透明性を確保するという観点から、審議会につきましては、原則、全て公開をすることとしております。このため、本審議会におきましても、資料2にございますとおり、公開することとしており、あらかじめ開催について報道機関に公表するとともに、ホームページによりお知らせしております。委員のみなさまにつきましても、資料1の審議会委員の名簿を公表しておりますので、御理解をいただければと思ひます。また、審議会の資料及び議事録につきましても、審議会終了後、事務局において発言記録等を作成いたしまして、委員のみなさまに内容をご確認いただいた上で、道のホームページで公開することとしております。

続きまして、資料の3をご覧ください。できるだけ多くの方々にこの審議会を傍聴していただき、審議の経過や内容をご理解いただくとともに、審議の円滑な進行を図るために、傍聴の手續や守るべき事項、会議の秩序の維持などについて定めているものでございます。

次に、本審議会の所掌事項でございますが、資料の4、第3次北海道男女平等参画基本計画という冊子をご覧ください。一番後ろに、資料編として、関係する法律や条例を掲載し、91ページから、北海道男女平等参画推進条例を掲載しております。この男女平等参画推進条例は、平成13年に、男女平等参画社会の実現を目的として制定をされているものでして、条例では、男女平等参画の推進の基本理念や、道などの責務などのほか、男女平等参画に関する基本的施策などについて規定しております。第8条では、道は男女平等参画に関する基本的な計画を定めるものとされており、本審議会においてご議論をいただき、平成

30年に「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定し、現在この計画に基づき、施策を推進しているところでございます。委員のみなさまには、この冊子のほかに、概要版のリーフレットをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。

また、本審議会についてですが、93ページの右側の列に、第4章といたしまして、北海道男女平等参画審議会について定めております。第23条で本審議会の設置をすることを定めており、第24条にこの審議会の所掌事項を定めております。第1項第1号では、「知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。」としております。今年3月に策定した「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」について、本審議会において審議をお願いしております。

次に、第2号といたしまして、「前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務」がございまして、92ページの中ほどの第8条第4項におきまして、「知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。」と規定をしております。この規定に基づきまして、審議会に諮問をいたしまして、ご答申をいただいているところでございます。

また、93ページの第24条第2項におきまして、「審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。」と規定をしております。審議会におきましては、必要な場合には、知事に対して意見を申し立てる、いわゆる建議というものができるとなっております。

次に、第25条の組織から第31条の会長への委任につきましても、詳しい説明は省略をさせていただきますが、審議会の組織、委員の構成、男女の割合、委員の任命に関する事項など審議会の運営に関する事項について記載をしております。条例に基づく審議会の所掌事項は、このようになっており、本審議会は、年2回程度の開催を予定しております。

なお、資料4-2として、「男女平等参画行政関係年表」というものをお配りしております。こちらは、計画の冊子の67ページから掲載している年表を補足するものであり、平成30年度以降の動きを追加しておりますので、冊子と併せてご覧いただければと思います。

私からのご説明は、以上でございます。

○**広瀬会長** ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(質問等はなし)

それでは、ご質問がなければ、次の事項に移りたいと思います。

ウ 第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

○**広瀬会長** 続きまして、説明・報告事項ウの「第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」事務局から説明願います。

○**山本主査** それでは説明・報告事項のウ「第3次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について」ということで説明させていただきます。

資料につきましても、お手元の資料5になります。資料の作成の趣旨ですが、これにつきましても、「北海道男女平等参画推進条例の第17条において、「知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について公表しなければならない」との規定がございまして、毎年公表することとなっております。そのため、例年、この時期に前年度における推進状況と、男女平等参画の推進に関して講じた各種施策の実施状況を取りまとめいたしまして、この審議会において説明を行っているところでございます。

第3次の計画の体系につきましても、今年度の第1回の審議会におきましても、みなさま方にはご説明をさせていただきましたが、今回から新たに審議会の委員に就かれた方もおられますので、改めて説明させていただきます。

第3次の基本計画におきましても、3つの大きな目標を掲げており、目標のIとしまして「男女平等参

画の実現に向けた意識の改革」、目標のⅡとしまして「男女が共に活躍できる環境づくり」、そして目標のⅢとしまして「安心して暮らせる社会の実現」という体系となっております。そして、その下には9つの基本方向を設け、さらにその下に25の「施策の方向」というものを定めてございます。計画の推進状況につきましては、資料の2ページ目からの表になりますが、第3次の計画の推進管理を計画的に行っていくために、今ご説明しました25の「施策の方向」それぞれの下に25の「指標項目」と62の「参考項目」というものを設定しております。

指標項目につきましては、計画の成果を検証する際に用いるということで、目標値も設定してございます。一方の参考項目につきましては、男女平等参画の推進状況を把握するため、あくまで参考とする項目という位置付けで設定をしております。その指標項目、参考項目の平成30年度における詳しい状況というものが、この表にまとめたものであり、今現在、把握できるものについて整理を行い、本日ご用意させていただいております。

表の1の「男女平等参画に関する指標項目」につきましては、平成30年度末の数値と目標値とを掲載し、表の2の「男女平等参画に関する参考項目」につきましては、平成30年度末と平成29年度末の数値を並べて掲載しております。数がございまして、本日はこの中から当部に関する指標項目についてピックアップする形でご説明をさせていただきます。なお、第3次の計画につきましては、昨年の4月から計画期間がスタートしており2年目となりますので、目標値に達していない指標項目があることは、ご理解いただければと思っております。指標項目の一覧をご覧くださいますと、項目によっては調査年でなく、例えば隔年ですとか、2～3年おきに調査していることがあるため、30年度末のデータが存在しないものがございまして。その場合につきましては、表中にかっこ書きで年度を記載して直近の数値を掲載しております。

それでは、目標Ⅰ「男女平等参画の実現に向けた意識の変革」ですが、指標項目の1番「『男は仕事、女は家庭』という考え方に同感しない人の割合」についてですが、こちらの調査は道で実施しております「道民意識調査」において問を4～5年ごとに設定して調査を行っている関係がございまして、直近の数値は平成27年度の46.1%ということになります。

次に、目標のⅡ「男女が共に活躍できる環境づくり」についてです。

指標項目3番の「道の審議会等における女性委員の登用率」でございまして、これにつきましては毎年度調査を実施しております、目標値には届いておりませんが昨年度からは0.4%上昇しております、全国平均につきましてもわずかにですが上回っております。

審議会等における女性委員の登用につきましては、道では「女性の政策・方針決定参画促進要綱」を制定しております、その中で女性委員の登用率を、目標値ということで40%に定めております。そして、審議会の委員の委嘱に当たりましては、私ども環境生活部道民生活課の方に事前協議をすることを各部署に義務付けており、女性委員の積極的な登用を、全庁的に働きかけて進めているところでございます。

次に、目標のⅢ「安心して暮らせる社会の実現」についてです。

指標項目19番の「配偶者等からの暴力の周知度」につきましては、今年度は調査年ではないため、平成28年度の数値を掲載させていただいております。なお、道内における配偶者からの暴力に関する平成30年度の相談件数や一時保護の件数などにつきましては、この後、説明・報告事項のエ「配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況について」で詳しくご説明をさせていただくこととなります。

以上が、第3次の計画の推進状況ということで、指標項目をいくつかピックアップしてご説明させていただきました。

指標項目の中には、内閣府男女共同参画推進局の方で例年調査を実施しております、調査の公表が例年12月に行われております。項目によっては、その調査の公表を待たなければ第3次計画の実績としてお出しできないものもございまして、そちらの調査との整合性も図るような形で、数値が確定次第、最終的な整理をしまして公表したいと考えております。

また、参考項目につきましても、表にございますように一部につきましては現在確認中の数値もございまして、こちらにつきましても最終的な整理をした後、公表したいと考えております。公表にあたりま

しては、委員のみなさまにもお知らせしてまいりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○広瀬会長 ただいまの説明について、ご質問はございますか。

○馬場委員 1 ページの総務部のⅡの6「男性職員の育児休業取得率」の目標値の設定が、なぜこの数値に至ったかというプロセスを確認できる手段はあるのでしょうか。

○総務部（阿部主幹） 道の知事部局における男性職員の育児休業取得率の目標値についてですが、こちらについては特定事業主行動計画の中で定めている数値となっておりますが、本日、この数値の根拠となる資料を持参していないものですから、後日確認をしてからの回答ということでもよろしいでしょうか。

○馬場委員 はい、お願ひします。

○総務部（阿部主幹） 申し訳ございません。では、後ほどご回答させていただきます。

○広瀬会長 ほかに質問はございませんか。

（他に質問等はなし）

エ 配偶者暴力（DV）に関する北海道の状況（平成30年度）について

○広瀬会長 それでは、ほかにご質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。続きまして、説明・報告事項エの「配偶者暴力（DV）に関する北海道の状況（平成30年度）について」事務局から説明願ひします。

○澤口主査 女性支援室の澤口と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、資料の6になります。

この資料につきましては、今年7月24日に開催しました第1回審議会の中で、一度説明しておりますが、一部不確定の部分もありましたので、今回確定させた上でご説明をさせていただきたいと思ひます。

従ひまして引き続き、審議会委員をお願ひしている方につきましては、既にご覧いただいておりますが、新たに審議会委員になられた方もおられますので、改めて説明をさせていただきます。

最初に、1として配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数を掲載しております。これについては、DV被害者本人からの相談件数です。一番上が道立女性相談援助センターということで、札幌市の西野にございますセンターですけれども、こちらについてはご覧のように若干増加してきているという状況になっております。

援助センターの下の段につきましては、DV被害者本人のほか、他機関からの相談を含めた件数です。

女性相談援助センターというのは、配偶者暴力相談支援センターの中でも中心となるセンターで婦人相談員を置いて相談業務を行っておりますので、他の配偶者暴力相談支援センターですとか、他の市町村からの相談もござひますので、下の段にはそういうものも含めた数字を載せております。

それから、その下の道庁というのが私ども女性支援室になりますけれども、こちらとあと14振興局の方で配偶者暴力相談支援センターを設けておりまして、こちらが全体で500件前後といった推移になっております。

その下が札幌市の配偶者暴力相談支援センターの件数で、こちらについては年間1,100件程度で推移しているという状況でございます。

その下が旭川市の配偶者暴力相談支援センターで、こちらについては60件から80件程度の推移という状況でございます。

その下が函館市の配偶者暴力相談支援センターで、こちらについては年間300件超というような状況でございます。

それぞれのセンターが、若干相談件数が減少している中で、函館市のセンターが増加しております。この原因について前回の審議会でご質問がありまして、函館市に確認したところ、30年度は、障がいを持った方の相談など難しい相談対応が10件ほど増加し、複数回対応したケースが多くなったことなどにより、全体の相談件数が増えたのであろうということでした。

それから、その下は参考ということで全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数を載せております。前回は調査中としておりましたが、数字が確定しまして、全国は、114,481件ということで、前年度より8%弱の増加となっております。

全国の状況で一部訂正がございます。一番下の注釈の※注2で平成27年度と記載しておりますが、正しくは平成28年度となりますので訂正をお願いいたします。

次に、2が道内の関係機関で、配偶者暴力相談支援センター以外における相談等の件数ということで、これについては、婦人保護事業実施市及び民間シェルターの件数が調査中でしたが、確定しております。

平成30年では、ご覧のとおり北海道警察本部と民間シェルターで件数が増えております。

その下の表が、道内の合計ですけれども、平成30年は前年に比べて、1%程度の増加になっております。

それから次に2ページ目になりますけれども、2ページの3配偶者暴力被害者本人の一時保護実人員数ということで、一番上が道立女性相談援助センター、その下が民間シェルター8団体、その下が母子生活支援施設、その下が社会福祉施設ということで、年々一時保護実人員については減少しているという状況でございます。

また、4については、配偶者暴力被害者の同伴児ということで、こちらについても年々減少してきているという状況になっております。

それから、一番下が配偶者暴力被害者の一時保護日数ということで、こちらについてはそう大きく変化はないということは、実人員が減ってきている中で、延べ日数に大きな変化がないということで一人あたりの一時保護の施設等に入っている日数が増えてきているという状況になっております。

私からの説明は以上でございます。

○広瀬会長 ただいまの説明について、ご質問はございますか。

(質問等はなし)

(3) 審議事項

ア 北海道男女平等参画推進条例の見直しについて

○広瀬会長 それでは、ほかにご質問がなければ、次の議題に移りたいと思います。

次は「審議事項」です。まず、アの「北海道男女平等参画推進条例の見直しについて」事務局から説明願います。

○中田主幹 北海道男女平等参画推進条例の見直しについて、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

条例は、附則に、5年ごとに社会経済情勢の変化等に応じ見直しを検討するよう規定されております。

先ほど、審議会の所掌事項についてご説明した際に使用しました資料4-1北海道男女平等参画基本計画の冊子の94ページですが、右側の下から2つめのところに平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとと規定されております。

別紙をご覧くださいなのですが、検討に当たって必要性、効果、基本方針との適合性、適法性、規定の適正化、こういうものを検討してまいりました。

資料7に戻っていただきまして、まず、条例は、男女平等参画社会の実現を目的としております。

男女平等参画社会については、条例で定義する内容を枠の中に記載しております。

先ほど、「第3次北海道男女平等参画基本計画」に定める指標項目についてご説明いたしましたが、その状況をみましても、まだ、男女平等参画社会の実現には至っていないのではないかと考えています。

また、「道民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合が、全体では46.1%ということで増加してはいますが、まだ半数を超えておりません。

このようなことから、事務局における検討結果につきましては、「現行どおりとする」といたしました。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 広瀬会長** ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。
- 佐々木委員** 感覚的な話かもしれませんが、道民意識調査で、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない方の割合が5割に届いていないというのは、どうなのだろうと思いました。道民意識調査は対象の年齢層はばらけた形で調査をしているのでしょうか。私共の職場も含めて割と若い人の中ではさほどこのような固定観念はないのかなとは思っているのですけれども、この割合というのはもう少し低いのかなと感じたのですけれども、いかかでしょうか。
- 中田主幹** 道民意識調査につきましては、無作為という形で年齢や性別は偏りがないようにしております。年齢についてまで表には反映されていませんが、この部分については基本計画の中でも触れさせていただいております。考え方に同感しないという人の割合は、学生が高いとか年齢が上がっていくと減っていく傾向はあるので年代での違いはあるかと思えます。
- 佐々木委員** 本市で活動を行っている女性関係団体の方々からは、まだまだそういった意識が必要だと言われたりしています。実際、男女共同参画を担当しております。今、男女平等が完全に実現されているとは思わないですけれども、こういった部分について意識調査を踏まえていろんな施策を打っていかねばいけないと感じました。
- 広瀬会長** 他にいかかでしょうか。
(質問等はなし)
それでは、北海道男女平等参画推進条例については、事務局からの説明のとおり、改正を行わないとすることよろしいでしょうか。
(異議なし)
それでは、そのようにしたいと思います。

イ 専門部会の設置について

(ア) 北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞者選考について

- 広瀬会長** 次に、審議事項のイの、「専門部会の設置について」ですが、事務局からは2つの専門部会の設置について依頼をされております。
まず、(ア)の「北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者の選考」について、事務局から説明願います。
- 北山主事** 担当しております、北山と申します。資料8について、説明させていただきます。
今回設置いただく専門部会は、「北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考」のための専門部会となります。この賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体等を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍をする方を増やし、社会気運を高めるために平成16年から実施しているものです。
この賞に係る選考は、資料の2枚目にあります北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱にあるとおり、「北海道男女平等参画審議会の専門部会」で行うこととしております。専門部会を設置する理由としては、この賞を設置した目的に沿って、あらゆる分野での活躍をバランス良く評価して専門的、多角的なご意見が頂けるよう各分野の視点から検討をしていただくために、専門部会を設置するものです。
この部会につきましては、各分野からバランス良く構成するという事で委員につきましては5名としております。今年度は、4個人の合計4件の応募がありましたので、この中から2件の受賞者を選考して頂きます。参考に、資料の最終ページに昨年度のチャレンジ賞受賞者の2件を添付しております。
今後のスケジュールについては、最初の資料の項目4をご覧ください。
本日の審議会にて専門部会を設置いただき、専門部会を今月中に開催したいと考えております。事前に部会委員のみなさまに資料をお渡しいたしますので、候補者の推薦内容をご覧のうえ、あらかじめ採点していただいて、こちらで取りまとめをいたします。その採点票を元に、専門部会開催当日に受賞候補者を選考していただき、知事に報告いたします。

その後、予定ではございますが、12月中に受賞者を決定し、1月中旬頃から2月上旬頃までに知事出席のもと贈呈式を開催するという予定で考えております。

最後になりますが、専門部会につきましては、受賞候補者のプライバシーに配慮し、非公開となりますので、よろしくお願いいたします。

説明については以上です。

○**広瀬会長** はい、ありがとうございました。それでは、専門部会の部会長及び委員につきましては、会長指名ということになっておりますので、私の方から指名をさせていただきます。

選考に当たりましては、事務局とも相談させていただいて、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスがとれていること、開催日程が調整しやすいように道央圏の委員を優先して考えさせていただきました。それでは、指名いたします。

部会長は桑原副会長にお願いいたします。委員には、越田委員、馬場委員、山口委員、そして本日は欠席ですが、金子委員にお願いしたいと思っております。

みなさまよろしく申し上げます。

なお、専門部会で行われた審議内容につきましては、本審議会としての意見とし、知事へ報告させていただきます。

(イ) 「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の改訂について

○**広瀬会長** 続きまして、(イ)の「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の改訂について、事務局から説明願います。

○**澤口主査** それでは、DVに関する医療関係者の対応マニュアルの改訂に係る専門部会の設置について説明をさせていただきます。

資料9をご覧ください。1の審議の目的ですけれども、配偶者暴力防止法の第6条には、「医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力により負傷し、又は疾病にかかったと認められる者を発見したときはその旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。」と規定されております。

また、今年の3月に策定しました第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の中の取組としまして、「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」の活用促進による被害者の発見、保護に向けた連携に努めることにしております。

そのようなことから、医師その他の医療関係者が配偶者暴力被害者を発見した場合における対応に関するマニュアル「DVに関する医療関係者の対応マニュアル」は、平成20年3月に作成したもので、作成からおよそ10年以上が経過しており、昨年の審議会において委員の方から「見直しして、医療機関に新たに配付したほうが良いのではないか」という御意見をいただいておりますことから、この度改訂したいと考え、改訂するに当たり、北海道男女平等参画審議会の意見を伺いたいということでございます。

2の審議の根拠につきましては、北海道男女平等参画推進条例第24条の規定に基づきまして男女平等参画の推進に関する重要事項であると考えております。

3の専門部会設置の理由ですが、医師その他の医療関係者が配偶者暴力防止法の規定に基づく適切な通報や情報提供等の対応を行うためのマニュアルを改訂するに際し、通報の判断基準や被害者同意の仕方をはじめ、カルテの記述内容や医療側の安全確保などに関して、医療や法曹、支援者などの専門家等による検討によりまして、実際に医療現場で役立つものにする必要があります。

このため、北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づきまして、各分野の専門家等で構成されている男女平等参画審議会に当マニュアル改訂のための専門部会を設置するというところでございます。

なお、専門部会の構成につきましては、専門部会は、審議会委員の中から、配偶者暴力被害者の保護等に関する法曹、支援者、学識者、行政の各分野の委員のほか、医療分野については、特別委員を任命し、

5名程度により構成をしていきたいということで考えております。

マニュアル改訂のスケジュールについてですけれども、部会については、12月と3月に2回ほど開催いたしまして、その中で、マニュアルの骨子の検討、マニュアル案の作成を行った後、来年5月頃に開催される審議会本会議に報告いただき、最終的に医療マニュアルの内容を決定していきたいと考えております。

専門部会の公開につきましては、基本的には公開ということでございますが、ただし個人情報に関わる場合がございますら、一部非公開となる場合があります。

私の説明は以上でございます。

○**広瀬会長** それでは、「『DVに関する医療関係者の対応マニュアル』改訂検討部会」の部会長と委員を、私から指名させていただきます。

事務局と相談し、専門とする分野などを勘案いたしました。部会長は、本日欠席ですが、山崎委員にお願いしたいと思います。委員には、審議会から、酒井謙委員、佐々木委員の2名にお願いいたします。また、事務局から私に、学識経験者としての要望がありましたので、私、広瀬が入りまして審議会委員からの4名としたいと思います。

なお、医療分野については、事務局から説明のとおり、特別委員1名を、今後、事務局と相談の上、任命することといたします。「『DVに関する医療関係者の対応マニュアル』改訂検討部会」については、以上のとおりといたしますので、みなさまよろしく申し上げます。

(4) その他

○**広瀬会長** それでは、次の議題に入りたいと思います。

「その他」としまして、委員のみなさまから、何かございますか。

(なし)

事務局からは何かございますか。

○**中田主幹** 次回の審議会については、来年度の5月頃を考えております。改めて日程の調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○**広瀬会長** これで本日の議事は終了いたしました。進行を事務局へお返しいたします。

3 閉会

○**廣畑女性支援室長** 広瀬会長、桑原副会長、委員のみなさま、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。本日は、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。お帰りの際は交通事故等に十分お気をつけて、お帰りください。

本日は大変お疲れ様でした。

以 上